

入園児童保護者 各位  
 幼児教育・保育施設長 各位

古河市長 針 谷 力  
 (公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症対応に際しての古河市内幼児教育・保育施設運営方針  
 について (廃止)

日頃から古河市の幼児教育・保育行政に関し、ご支援ご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症が、5 月 8 日付けで感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の 5 類感染症に移行したことに伴い、「新型コロナウイルス感染症対応に際しての古河市内幼児教育・保育施設運営方針について (変更)」(令和 5 年 3 月 10 日付け古子第 467 号) を廃止しますのでお知らせします。

今後は、新型コロナウイルス感染症に対して、国通知(「保育所における感染症対策ガイドライン (2018 年改訂版)」) 等に基づき対応をお願いします。

○参考

【保育所における感染症対策ガイドラインより】

・登園のめやす

発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過すること。

※無症状の感染者の場合は、検体採取日を 0 日目として、5 日を経過すること。

	発症日	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目
例 1	発熱	発熱	解熱 (軽快)	軽快 1 日目	軽快 2 日目	軽快 3 日目	登園
例 2	発熱	発熱	発熱	解熱 (軽快)	軽快 1 日目	軽快 2 日目	登園
例 3	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱 (軽快)	軽快 1 日目	登園

【問合先】

〒306-0291

茨城県古河市下大野 2248

古河市役所 (総和庁舎) 福祉部子ども福祉課

TEL : 0280-92-3111 (内線 3327・3328・3329)

保育所における感染症対策ガイドライン (2018 年改訂版) こども家庭庁

[https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/e4b817c9-5282-4ccc-b0d5-ce15d7b5018c/d557529d/20230401\\_policies\\_hoiku\\_15.pdf](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/e4b817c9-5282-4ccc-b0d5-ce15d7b5018c/d557529d/20230401_policies_hoiku_15.pdf)